

本報告書について

平成 17 年 1 月に施行された使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号。以下「自動車リサイクル法」又は「法」という。）では、「施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ととされており（法附則第 13 条）、これを受け、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会（以下「合同会議」という。）において、制度の施行状況について評価・検討が行われ、平成 22 年 1 月に「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」が取りまとめられた。

同報告書においては、個別課題と具体的な対策が示されたが、その一つとして中古車と使用済自動車の取扱いの明確化について下記のとおり指摘されたところである。

＜中古車と使用済自動車の取扱いの明確化＞（抜粋）

所有者からの使用済自動車の適正な引渡し、不法投棄や不適正処理への迅速な対応等の観点から、中古車と使用済自動車の区別の容易化、引取業者の役割分担の徹底、一般ユーザーへの情報提供や普及啓発を行う。

一方で、使用済自動車か否かの判断は、個別の自動車の状況や条件、判断を行う場面等により異なり、一律の基準によって切り分けられるものではない。このため、下取り、オートオークション及び不法投棄に対する地方公共団体の対応等、場面毎の判断の際の拠り所となるガイドラインを提示することが適当として、産業構造審議会及び中央環境審議会において合同ワーキンググループを設置し、検討を行った。また、議論に対してパブリックコメントを実施し、その内容を検討の際の参考材料とした。

なお、検討の過程では、様々な意見が交わされたが、適正な流通の確保に関する内容と、不法投棄等の処理の迅速化に関する内容とでは、その対象とする自動車の位置づけや環境等の状況が著しく異なり、ガイドラインとしての性質も異なることから、第 1 部として「使用を終えた自動車の適正な流通の確保に向けたガイドライン」、第 2 部として「不法投棄及び不適正保管事案への対応に向けた使用済自動車判別ガイドライン」の二部に分けて整理し、取りまとめることとした。

今後は、これらのガイドラインの活用を通じ、使用を終えた自動車の適正な流通の確保や、不法投棄等の処理の迅速化が期待されるとともに、国においては、引き続き、循環型社会の構築に向けて、自動車リサイクルの一層の推進がなされるよう、自動車の所有者や関連事業者への必要な情報提供や地方公共団体への援助に努めていくことが望まれる。

第1部 使用を終えた自動車の適正な流通の確保に向けたガイドライン

第1章 背景及び基本的考え方

- 1. 検討の背景…………… 1- 1
- 2. 基本的考え方…………… 1- 2
 - (1) 法律上の考え方…………… 1- 2
 - (2) 引取場面で提供すべき情報についての一定の指針…………… 1- 2
 - (3) オートオークションにおいて取り扱う商品車の明確化…………… 1- 2
 - (4) 留意すべき事項…………… 1- 2

第2章 使用済自動車の適正な流通の確保に向けた検討

- 1. 使用済自動車の流通実態について…………… 1- 3
- 2. 下取り又は引取り段階での所有者の判断にかかる合意形成について…………… 1- 4
- 3. 所有者の適切な判断に向けた必要情報と手続について…………… 1- 4
 - (1) 引取業者から所有者に提供すべき情報の例について…………… 1- 4
 - (2) 所有者に対する明確な意思確認の方法について…………… 1-11
- 4. 引取業者の資質向上…………… 1-13

第3章 オートオークション会場における出品にあたっての取扱い

- 1. オートオークション市場の現状…………… 1-15
- 2. オートオークション会場において取り扱う商品車について…………… 1-16
- 3. 低年式車、多走行車、低価格車等を中心に取り扱うコーナーについて… 1-18
- 4. オートオークション会場における流札車両の取扱いについて…………… 1-19
- 5. 今後の検討課題…………… 1-20

第4章 使用を終えた自動車の適正な流通の確保のために…………… 1-21

第2部 不法投棄及び不適正保管への対応に向けた使用済自動車判別ガイドライン

第1章 背景及び基本的考え方

1. 検討の背景…………… 2- 1
 - (1) 不法投棄及び不適正保管の現状…………… 2- 1
 - (2) ガイドライン策定の目的…………… 2- 3
2. 基本的考え方
 - (1) 客観的状況に基づく判断の指針…………… 2- 3
 - (2) 廃棄物の該非判断の考え方…………… 2- 3
 - (3) 放置自動車対策との関係…………… 2- 3

第2章 使用済自動車の該非判断の考え方の整理

1. 廃棄物の該非判断に照らした使用済自動車該非判断の考え方…………… 2- 4
2. 放置自動車への対応状況の整理…………… 2- 5
 - (1) 放置自動車に関する地方公共団体における取扱い…………… 2- 5
 - (2) 放置自動車の撤去に関する判断基準の整理…………… 2- 8

第3章 使用済自動車該当性の判断基準

1. 占有者が確知されない不法投棄疑いの事案…………… 2-10
2. 占有者が中古車の保管と主張している不法投棄・不適正保管疑い事案… 2-12

第4章 使用済自動車の不法投棄・不適正保管事案への迅速な対応のために… 2-15

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会
使用済自動車判別ガイドラインワーキンググループ、
中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会
使用済自動車判別ガイドラインワーキンググループ

委員名簿

(敬称略・五十音順)

座長	永田 勝也	早稲田大学理工学術院教授
委員	大塚 直	早稲田大学法学部教授
	大橋 岳彦	一般社団法人日本ELVリサイクル機構副代表理事
	岡野 直樹	財団法人日本自動車査定協会理事・事務局長
	岡本 弘毅	三重県環境森林部廃棄物対策室長
	鬼沢 良子	NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット事務局長
	久米 正一	社団法人日本自動車連盟専務理事
	下平 隆	社団法人日本自動車整備振興会連合会専務理事
	鈴木 渡	群馬県板倉町役場環境水道課長
	砂田 八壽子	NPO法人関西消費者連合会消費者相談室長
	仁井 正夫	社団法人全国産業廃棄物連合会専務理事
	林 義高	社団法人日本自動車販売協会連合会業務部長
	宮寄 拓郎	社団法人全国軽自動車協会連合会専務理事
	武藤 孝弘	社団法人日本中古自動車販売協会連合会専務理事
	森山 龍幸	一般社団法人日本オートオークション協議会事務局長
	横田 覚	川崎市環境局生活環境部長

使用済自動車判別ガイドラインワーキンググループ審議経過

<産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会使用済自動車判別ガイドラインワーキンググループ、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会使用済自動車判別ガイドラインワーキンググループ 合同会議>

第1回：平成22年7月1日（木） 13：00～15：00

◇使用済自動車判別ガイドライン検討にあたっての視点の整理

◇使用済自動車及び中古車の判断の現状について

- ・財団法人日本自動車査定協会
- ・社団法人日本損害保険協会

第2回：平成22年9月1日（水） 14：00～16：00

◇関係団体に対するヒアリング

- ・社団法人日本自動車販売協会連合会
- ・社団法人全国軽自動車協会連合会
- ・社団法人日本中古自動車販売協会連合会
- ・一般社団法人日本オートオークション協議会
- ・一般社団法人日本ELVリサイクル機構

第3回：平成22年10月20日（水） 15：30～17：30

◇地方公共団体に対するヒアリング

- ・全国知事会
- ・全国町村会
- ・全国市長会

◇使用済自動車判別ガイドラインに係るこれまでの論点について

第4回：平成22年12月22日（水） 13：30～16：00

◇「使用済自動車判別ガイドラインに係るこれまでの論点」に対するパブリックコメントの結果概要について

◇使用済自動車判別ガイドライン素案（骨子案）について

第5回：平成23年2月1日（火） 13：00～15：00

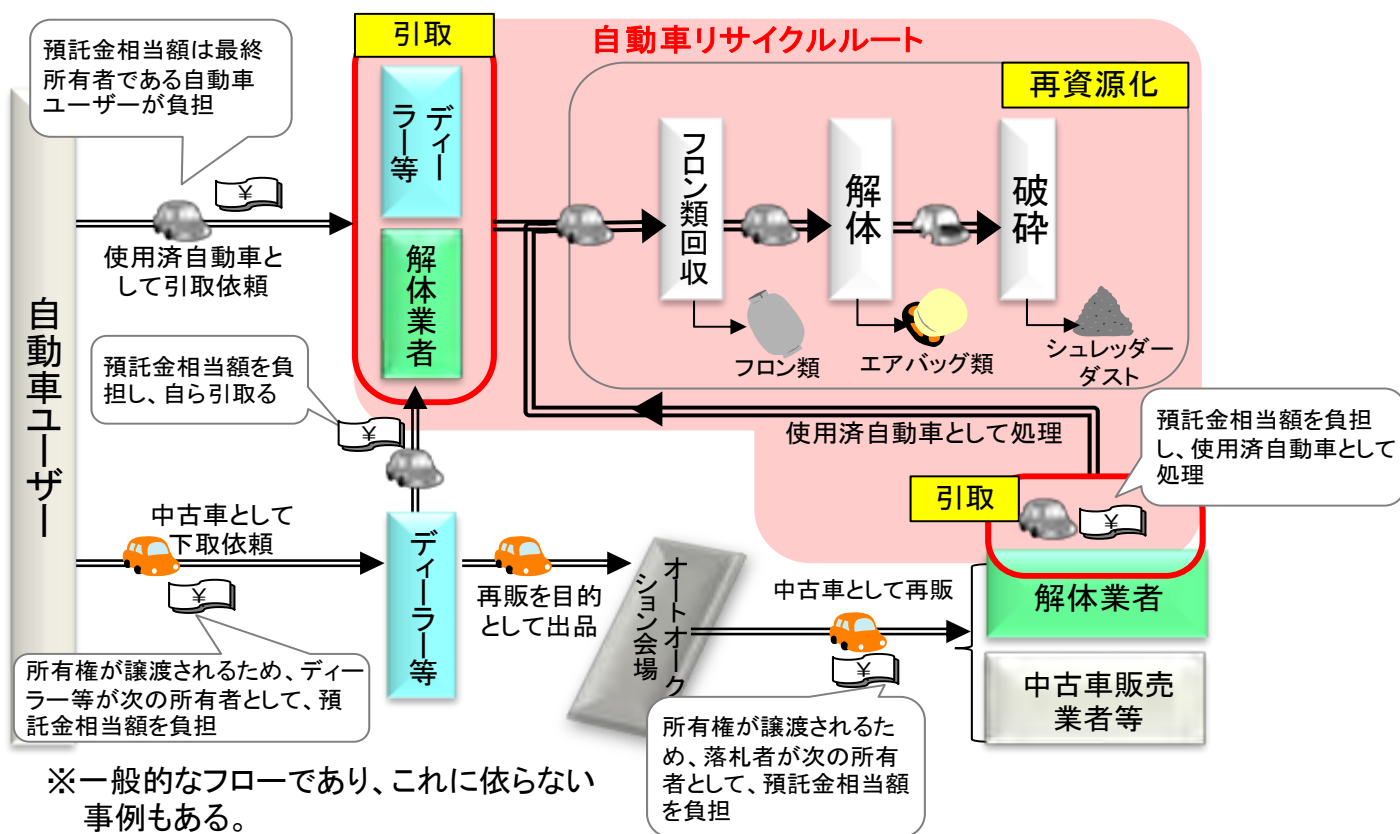
◇使用済自動車判別ガイドラインに関する報告書（案）について

使用済自動車判別ガイドラインに関する報告書について

使用済自動車か否かの判断は、個別の自動車の状況や条件、判断を行う場面等により異なり、一律の基準によって切り分けられるものではない。そのため、様々な場面毎の判断の手順や関係者の関与のあり方、実際の判断基準を整理し、判断の拠り所とするガイドラインを策定。

使用を終えた自動車の適正な流通の確保に向けたガイドライン

所有者がその使用を終えた自動車は、以下のように多様なルートを通り、使用済自動車として適正処理される。



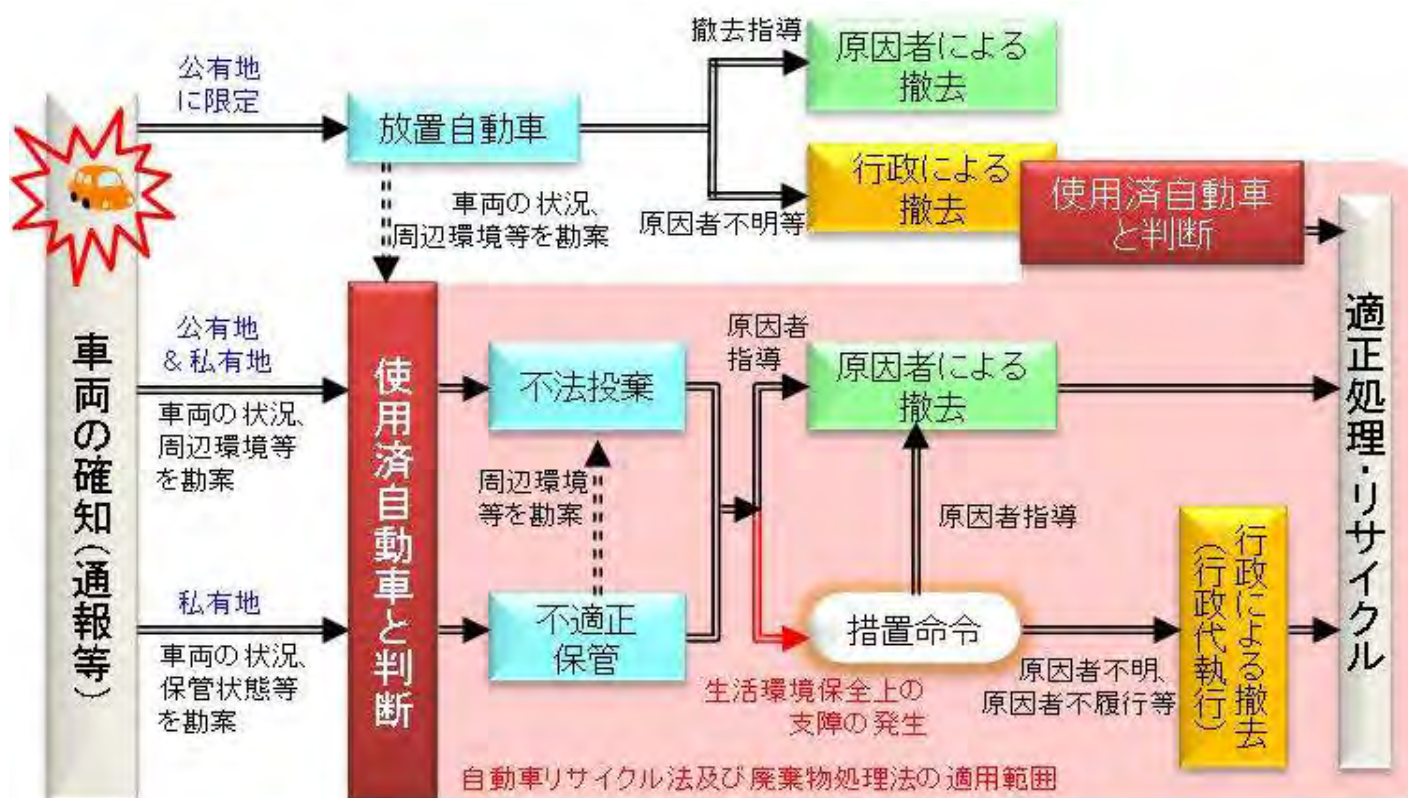
◆引取業者からの必要な情報の提供

- ・ 経済的価値、損傷状態、走行距離、年式、預託金相当額、自動車諸税還付などについて、車両の状況と照らし合わせた判断材料の提供。
- ・ 「使用済自動車引取依頼書」や中古車の「譲渡証明書」など、書面による意思確認・情報提供の実施。
- ・ 引取業務研修システム等を活用した、継続的な業務資質の向上。

◆オートオークション（AA）会場における取扱い

- ・ AA会場を通じた中古車取引が拡大する中、低年式車や多走行車等を扱う「低価格車コーナー」を設置する会場も増加。
- ・ 会場毎に定めている出品を断る事例、流札した車両の取扱いに関する取り決め等を関係者間で共有し、認識の共有化を図る。
- ・ 流札車両や使用済自動車と思われる車両の取扱いについては、定期的な各会員会場等への周知徹底等自主的な取組が図られるべき。

不法投棄・不適正保管の車両に対する地方公共団体による指導の迅速化・効率化のため、判断に資する具体的な要件の設定が必要とされている。



※一般的なフローであり、これに依らない事例もある。

◆不法投棄等と疑われる事案における使用済自動車判断基準（総合判断）

①占有者が確知されない不法投棄疑い事案

【自動車としての本来の用に供する状態であるか】

主要部品の装備状況、車両の損傷状態

【継続使用の意思が認められるか】

（そもそも継続使用の意思がある可能性は低いが、補強材料として）

ナンバープレート、車台番号の存否、使用の形跡等

・また、燃料や廃油・廃液等の漏出など周辺への悪影響が想定される車両や、崖下投棄など投棄の意図が明らかな車両は使用済自動車との判断が妥当。

②占有者が中古車の保管と主張している不法投棄・不適正保管疑い事案

【自動車としての本来の用に供する状態であるか】

主要部品の装備状況、車両の損傷状態

【継続使用または自動車として譲渡の意思が認められるか】

車台番号や車検証の存否、部品の取り外し状況等

【継続使用を前提とした管理がなされているか】 保管方法、保管場所等

自動車のリサイクル部品の品質確保等に関する調査検討報告書の概要

使用済み自動車のリサイクル促進のためには、自動車ユーザーのニーズにあった良質なリサイクル部品が供給され、健全なリサイクル部品市場を育成していく必要がある。

しかしながら、リサイクル部品の安全性等の品質面で不安を抱く自動車ユーザーもいるのが現状である。リサイクル部品の利用を促進するためには、リサイクル部品を出荷する前の点検や万一のトラブルの際の保証の内容等について、自動車整備事業や車体整備事業の方々（以下「自動車整備事業者等」という。）とリサイクル部品供給事業者との間で共通認識を形成し、リサイクル部品に対する信頼性を高めるとともに、自動車ユーザーへの情報提供やアフターサービスを充実させ、自動車ユーザーのリサイクル部品に対する評価を高めることが必要である。

本報告書は、自動車ユーザー及び自動車整備事業者の方々に対してアンケート調査を実施し、リサイクル部品の利用拡大に際しての課題を抽出するとともに、「再生補修部品の品質確保等に関する調査検討会」（委員長：永田勝也早稲田大学理工学部教授）を設置して、自動車整備事業者等とリサイクル部品供給事業者の意見を取り入れ、自動車整備事業者等とリサイクル部品供給事業者との共通認識を形成するために、リサイクル部品利用時に、自動車整備事業者等が確認すべきこと、リサイクル部品供給事業者にのぞむこと、自動車ユーザーへの対応をガイドラインとしてとりまとめたものである。報告書の概要は次のとおりである。

1 リサイクル部品に対する意識や使用の状況

自動車ユーザー560名、自動車整備事業者55工場にリサイクル部品の利用状況や評価などについてのアンケート調査を実施してリサイクル部品の利用拡大に際しての課題を抽出した。

2 リサイクル部品の利用促進のためのガイドラインの必要性

リサイクル部品の利用促進のためには、次のような課題が抽出された。

- ・ 自動車ユーザーのリサイクル部品の品質に対する不安感の払拭
- ・ 自動車ユーザーへの説明の充実
- ・ 自動車整備事業者等の不安感の払拭

上記のような課題に対応するためには、リサイクル部品の品質確保等のための事前点検や保証の内容について、自動車整備事業者等とリサイクル部品供給事業者との間で、共通認識を持つことが必要であり、そのためのガイドラインを策定する。

3 利用促進のためのガイドライン

(1) ガイドラインの位置づけ

個々の自動車整備事業者等がリサイクル部品を利用する際に、必要な確認を適切に行うことにより、リサイクル部品市場がより健全に拡大することを期待し、以下のことを自動車整備事業者等とリサイクル部品供給事業者の共通認識とするためにとりまとめた。

- ・ 自動車整備事業者等がリサイクル部品を調達する際に注意すべきこと
- ・ リサイクル部品の品質確保のために確認すべきこと
- ・ 自動車ユーザーへの対応について など

(2) 本ガイドラインにおけるリサイクル部品の定義

本ガイドラインにおけるリサイクル部品の定義は以下のとおりである。

本ガイドラインにおけるリサイクル部品の定義

リビルト部品	<ul style="list-style-type: none">・ 使用済み自動車から取り外した部品を修理し、新品と同等の機能を持っているもの・ リビルト部品供給事業者の保証がついているもの
リユース部品	<ul style="list-style-type: none">・ 使用済み自動車から取り外して、必要な点検をし、要件を満たしたもの・ リユース部品供給事業者の保証がついているもの
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 使用済み自動車から取り外した部品で上記以外のもの

(3) 発注時にリサイクル部品供給事業者に伝えるべき情報

リサイクル部品を発注するときには、自動車検査証とコーションプレート（ネームプレート、モデルナンバープレートとも呼ばれる）の記載事項を用意すると正確な発注が可能になる。リサイクル部品の発注には、次のような情報が必要である。

リサイクル部品の発注の際にリサイクル部品供給事業者に伝えるべき情報

自動車検査証記載事項	初度登録年月、メーカー名、型式、車台番号、原動機の型式、燃料の種類、型式指定番号、類別区分番号
コーションプレート記載事項	カラーコード（外装部品の場合）、トリムコード（内装部品の場合）、ミッション形式、アクスル形式

(4) リビルト部品を利用するにあたり確認すべきリビルト作業の内容

自動車整備事業者等がリビルト部品を利用する際には、以下のリビルト部品供給事業者のリビルト作業の内容を確認することが望ましい。

- ・ 分解、清掃作業の実施状況
- ・ コア（注）の検査の実施状況
- ・ コア（注）の検査の基準
- ・ 構成部品の交換や修正の内容
- ・ 再組立作業の内容
- ・ 完成品テストの実施状況

- ・ 保証及びアフターケアの内容
など

(注) コア：リビルト部品の材料となる、“使い古された部品”。

(5) リユース部品を利用するにあたり必要な点検の内容

自動車整備事業者等がリユース部品を利用するにあたり必要な事項は以下のとおりである。

- ・ エンジンやドアなどのアセンブリ (A S S Y) の範囲を、原則統一し、万一過不足があるときは事前に伝えること。
- ・ 自動車整備事業者等が、安心して自動車ユーザーにリユース部品を勧めるために最低限必要とする点検項目を示し、これらの点検を実施すること。ただし、リユース部品の価格がいたずらに高くないようにするため、リサイクル部品供給事業者と自動車整備事業者等が相談し、点検項目や方法について柔軟に対応すること。

本ガイドラインにおいて点検項目を設定した部品

【外装・内装部品】		
パネル類 (ドア、バンパを含む)		
ガラス・レンズ類		
ライト		
【機能部品】		
エンジン		
オートマチックトランスミッション [AT / M]		
マニュアルトランスミッション [MT / M]		
ディファレンシャル・ギヤ	ドライブシャフト	ラック & ピニオン
パワーステアリングポンプ	ターボチャージャ	ラジエータ
コンデンサ	ショックアブソーバ	マフラ
【電装品】		
スタータ	オルタネータ	コンプレッサ

点検項目の例 (スタータ)

スタータのリユース部品に関して、点検をのぞむ標準的な項目は以下のとおりである。スタータの劣化は、始動回数によるので走行キロはあまり意味をもたない。

自動車整備事業者等が点検してもらいたいとする点検項目				備考
項目	方法	標準項目かどうか [: 標準、 : 推奨]	点検結果の表示例	
エンジン始動時テストの調子	エンジンを実際に始動して行う		正常 / 異常	
異常音	エンジンを実際に始動して行う		なし / あり	
シャフトのガタ	目視		正常 / 異常	

(6)保証

リサイクル部品の保証期間、保証内容、免責事項は自動車整備事業者等とリサイクル部品供給事業者との間で、明確にする必要がある。

保証期間

期間または走行距離で表す。期間は、リサイクル部品供給事業者がそれぞれ提示し、自動車整備事業者等が部品を選択する際の判断の材料とする。

保証の対象

リサイクル部品の保証の対象

部品の種類	保証の対象
・ リビルト部品 ・ 外装・内装部品以外のリユース部品（エンジンなど）	載せ換え工賃、運賃、代替品
・ 外装・内装部品	運賃と代替品

免責事項

保証の対象とならないのは、事故による破損や取り付け作業のミス、誤った使用により不具合が発生した場合等であるが、免責事項があまりに細かいと、自動車整備事業者等がリサイクル部品の利用を躊躇することにも繋がる。

ただし、万が一トラブルが発生したときには、自動車整備事業者等とリサイクル部品供給事業者は、互いに連携し、自動車ユーザーの立場に立った円満な解決を図ることが大切である。

(7)自動車ユーザーへの対応

自動車整備事業者等の役割

自動車整備事業者等が自動車ユーザーへの対応において果たす役割は以下のとおりである。

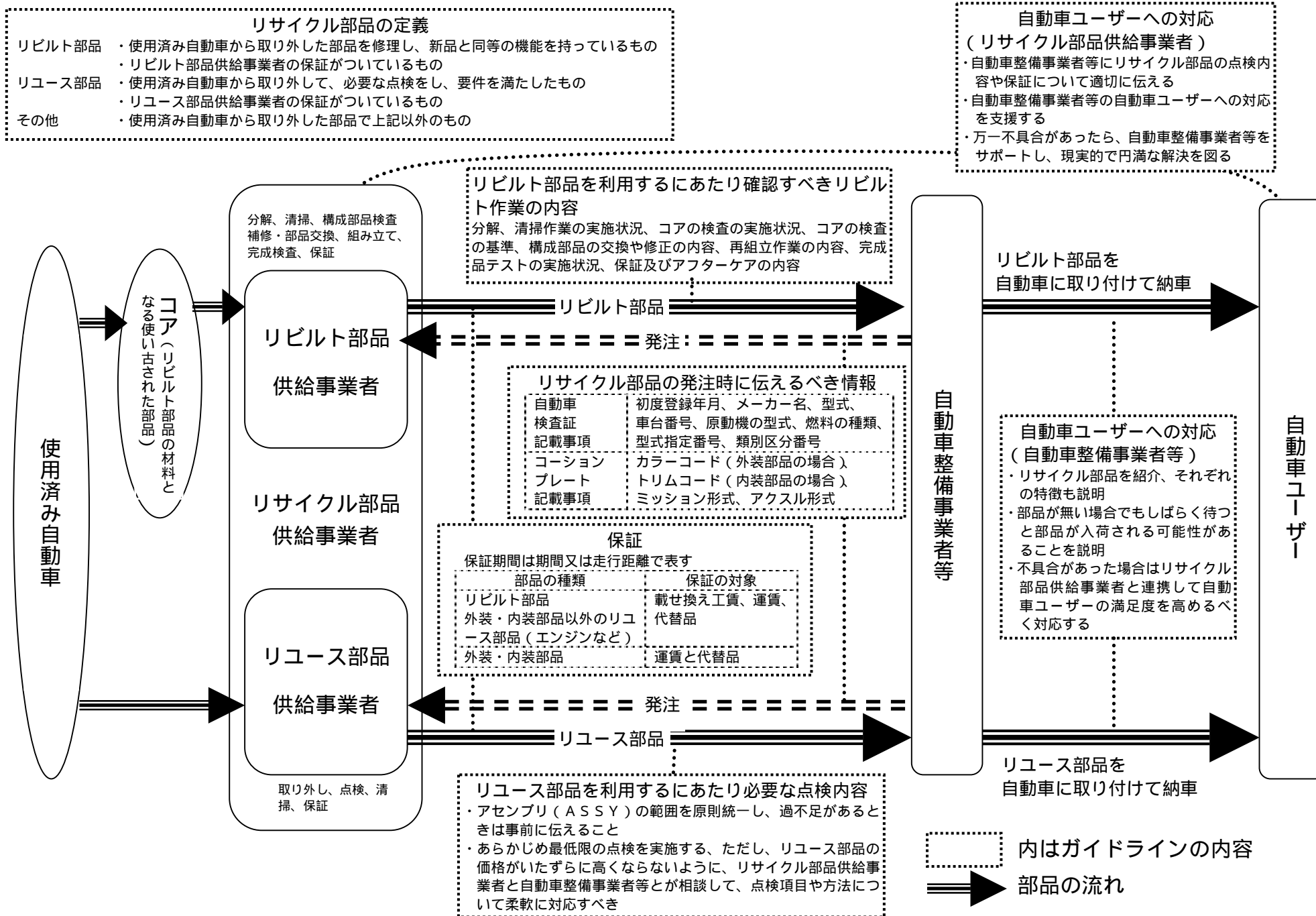
- ・ ユーザーに対し、新品の部品だけでなく、リビルト部品やリユース部品等のリサイクル部品も紹介する。その際、それぞれの部品の特徴を説明する。
- ・ 必要なリサイクル部品がすぐに見つからない場合でも、しばらく待つと部品が入荷する可能性があることを自動車ユーザーに説明する。
- ・ 部品に不具合があった場合はリサイクル部品供給事業者と連携し、自動車ユーザーの満足度を高めるべく対応する。

リサイクル部品供給事業者の役割

リサイクル部品供給事業者が自動車ユーザーへの対応において果たす役割は以下のとおりである。

- ・ 自動車整備事業者等にリサイクル部品の点検内容や保証について適切に伝える
- ・ 自動車整備事業者等の自動車ユーザーへの対応を支援する
- ・ 万一不具合があったら、自動車整備事業者等をサポートし、現実的で円満な解決を図る

ガイドラインの内容



企業の環境情報開示のあり方について
～強固で持続可能な社会に向けた環境情報開示～
(中間報告)

平成 23 年 6 月 23 日

企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会

企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会 委員名簿

	稲永 弘	株式会社トーマツ審査評価機構 代表取締役社長
	魚住 隆太	KPMGあずさサステナビリティ株式会社 代表取締役社長
	小野 達哉	帝人株式会社 環境・安全室 担当部長
	加藤 正裕	三菱UFJ信託銀行株式会社 株式運用部ESGグループ 主任調査役
	菊池 勝也	大和証券投資信託委託株式会社 エクイティ運用部 シニア・ファンドマネージャー
◎	上妻 義直	上智大学 経済学部教授
	國部 克彦	神戸大学大学院 経営学研究科教授
	後藤 敏彦	環境監査研究会 代表幹事
	佐藤 泉	佐藤泉法律事務所 弁護士
	竹ヶ原 啓介	株式会社日本政策投資銀行 環境・CSR部長
	富田 秀実	ソニー株式会社 CSR部 統括部長
	西堤 徹	トヨタ自動車株式会社 環境部 環境コミュニケーショングループ担当部長
	古田 清人	キャノン株式会社 環境本部 環境企画センター センター所長
	八木 裕之	横浜国立大学 経営学部教授

(敬称略、五十音順、◎印：委員長)

【ゲスト】

	岸上 有沙	FTSE 責任投資 エグゼクティブ
	平塚 敦之	経済産業省 経済産業政策局 企業会計室長
	藤井 良広	上智大学大学院 地球環境学研究科教授

(所属・肩書は本報告書発行時点)

【オブザーバー】

経済産業省	経済産業政策局 企業行動課
同	産業技術環境局 環境政策課 環境調和産業推進室
金融庁	総務企画局 企業開示課

【ワーキンググループ】

環境報告ワーキンググループ 委員名簿

- 江良 明嗣 日興アセットマネジメント株式会社 株式運用部
企業調査グループ コーポレートガバナンス マネージャー
- ◎ 上妻 義直 上智大学 経済学部教授
- 小崎 亜依子 株式会社日本総合研究所
創発戦略センター/ESGリサーチセンター 副主任研究員
- 富田 勝己 パナソニック株式会社 環境本部 環境企画グループ
コミュニケーションチーム チームリーダー
- 堀江 美保 株式会社サステナビリティ会計事務所 コンサルタント
- 森 洋一 日本公認会計士協会 自主規制・業務本部テクニカルスタッフ
- 山崎 誠也 富士通株式会社 環境本部環境企画統括部 プロジェクト課長
(敬称略、五十音順、◎印：座長)

環境会計ワーキンググループ 委員名簿

- 大井 孝光 株式会社日本政策投資銀行 事業開発部 CSR支援室 調査役
- 齋尾 浩一朗 有限責任 あずさ監査法人 IFRS事業部 パートナー
- 松尾 敏行 株式会社リコー 社会環境本部 環境コミュニケーション推進室
スペシャリスト
- 葦嶋 真理 SRIアナリスト
- ◎ 八木 裕之 横浜国立大学 経営学部長
(敬称略、五十音順、◎印：座長)

【ゲスト】

- 宮井 博 日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社 専務取締役

環境情報の開示促進ワーキンググループ 委員名簿

- 歌島 秀明 株式会社エフピコ 環境対策室
- 江藤 一弘 株式会社リコー 社会環境本部 環境経営企画室
環境経営マネジメントグループ グループリーダー
- ◎ 後藤 敏彦 環境監査研究会 代表幹事
- 宮崎 幸恵 株式会社グッドバンカー SRIアナリスト
- 森下 研 株式会社エコマネジメント研究所 代表
(敬称略、五十音順、◎印：座長)

(所属・肩書は各ワーキンググループ開催当時のもの)

【事務局】

環境省 総合環境政策局 環境経済課

目次

企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会 中間報告（概要）	1
---------------------------------	---

本文

はじめに	8
使用した用語の定義	10
1. 本報告書における基本的な考え方と背景	11
(1) 持続可能な社会の構築に向けた環境情報開示の役割	11
(2) 環境情報の説明責任と利用者	12
(3) 環境情報の開示方法	12
(4) 社会的側面の情報開示	13
(5) 環境情報開示及び環境経営に関する動向	13
(6) 自然災害などの急激な社会変化	15
2. 持続可能な社会の構築に向けた環境経営の方向性	16
(1) 今後 10 年間に想定される社会変化	16
(2) 環境経営の方向性	17
(3) 目指すべき環境経営像	19
(4) 環境経営のプロセス	20
3. 環境金融の役割と方向性	22
(1) 環境金融の役割	22
(2) 環境金融の方向性	23
(3) 環境情報開示における金融の視点	24
4. 企業の環境情報開示のあり方について	26
(1) 環境情報開示の目的	26
(2) 有用な環境情報の質的特性	28
(3) 開示情報の決定プロセスと開示統制	28
(4) 開示要素と開示内容	30
(5) 開示に当たって考慮すべき事項	31
(6) 定量情報と記述情報	31
(7) 環境リスク管理の状況	32
(8) 企業の環境情報開示における論点と今後の検討すべき事項	32

5. 環境に係る財務情報	37
(1) 環境に係る財務情報の基本的な考え方	37
(2) 環境に係る財務情報の必要性和効果	38
(3) 環境に係る財務情報の開示事例	39
(4) 環境に係る財務情報の種類	40
(5) 開示において考慮すべき事項	41
(6) 環境に係る財務情報における論点と今後の検討すべき事項	41
6. 環境経営・環境情報開示の普及のための促進策	43
(1) 促進策の必要性	43
(2) 環境情報の利用を促進させるための基盤作りに関する施策	43
(3) 環境経営・環境情報開示に取り組む企業に経済的便益をもたらす施策 ..	45
(4) 売上高 1000 億円未満の企業への促進策	45
おわりに	48

(参考資料)

1. 環境報告作成と環境マネジメントシステム認証取得の状況	50
2. 企業の環境情報開示の実態に関する調査	52
3. 各国の環境情報を含む情報開示制度	57
4. 各国の環境経営・環境情報開示に関する促進策	60
5. 主要団体等の環境情報開示に関わる国際動向	61
6. マテリアルフロー	62

**企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会
中間報告（概要）**

企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会 中間報告（概要）

はじめに

○環境問題の深刻化はさらに進行する可能性があり、人類一人ひとりが自らの行動を環境に配慮した方向へと転換し、着実に実行する社会体制を整備する必要がある。

○持続可能な社会を実現するためには、企業の環境配慮行動を促進するような社会的な仕組みが不可欠。

○環境経営の事業戦略性が増せば増すほど、持続可能な社会に向けて環境情報開示における投資家や金融機関の視点は重要になる。

○我が国企業の環境配慮行動を促進し、同時に我が国の経済競争力をさらに高めるためにも、この検討結果を踏まえた新たな開示枠組作りが急務である。

1. 本報告書における基本的な考え方と背景

（1）持続可能な社会の構築に向けた環境情報開示の役割

○「企業の環境経営促進の仕組み」を社会全体で有効に機能させるために、環境情報開示の果たすべき役割は極めて大きい。

（2）環境情報の説明責任と利用者

○環境問題の深刻化は、環境負荷の全容の適正な開示を社会的な要請として強めていくと想定され、企業はその要請に真摯に答えていくことが求められる。

（3）環境情報の開示方法

○開示する環境情報には、企業の戦略的な対応の違いに応じて、企業固有の状況を適切に反映させることが必要である。

○一方で、環境報告が一定の規範に基づいて行われ、開示された情報が環境経営の実態を忠実に表現しつつ、理解容易かつ比較容易な形式で開示されることも重要。

（4）社会的側面の情報開示

○環境的側面と社会・経済的な側面は複雑に絡み合っており、環境と併せて社会的側面の情報開示も引き続き検討が必要。

（5）環境情報開示及び環境経営に関する動向

○グローバルな視点を基に国際的な環境情報開示の議論と整合した形で、国内企業における環境情報開示が促進されることが不可欠。

（6）自然災害などの急激な社会変化

○環境経営の実践には、天災・事故等が起こったときの環境影響の把握と予防的な対応も含まれる。

2. 持続可能な社会の構築に向けた環境経営の方向性

（1）今後10年間に想定される社会変化

○環境や社会に関わる様々な領域で多くの解決困難な問題が発生し、各国行政によ

る環境政策や規制の強化、ステークホルダーの環境意識の高まり、新たなイノベーションの出現などが、企業を取り巻く社会変化として起こる。

(2) 環境経営の方向性

○事業環境の変化に付帯して発生するリスクや機会に対して適切に対処できる能力が、企業の長期的な持続可能性にとって重要。

○今後 10 年間に於ける環境経営を展望すれば、次のような課題が明らかになる。

- ① 経営者の強力なリーダーシップ
- ② 環境と経営の戦略的統合
- ③ 資源生産性の抜本的向上
- ④ ライフサイクル志向によるバリューチェーンマネジメント
- ⑤ トレードオフ回避のための全体最適化

(3) 目指すべき環境経営像

経営者の強いリーダーシップのもとで、設定した中長期の将来ビジョンや目標を全社で共有し、バリューチェーン全体でのリスク管理と事業活動に伴う資源消費や環境負荷を極力最小化するため、重要な環境課題を事業活動の戦略的中核に組み込んだ環境経営を実践する。加えて、新たな成長機会を創出し、より強固で持続可能なリスク回避と成長をもたらす事業基盤を構築する。

(4) 環境経営のプロセス

○環境と経営が戦略的に統合した形での環境経営のプロセスは以下のとおり。なお、このプロセスの履行に当たっては、経営者による環境方針の明示と、その実践に向けた十分な組織体制とガバナンスの仕組みを整備することが必要。

- ① 環境負荷の全容の認識・測定
- ② ステークホルダー・エンゲージメント
- ③ 環境に係る重要課題の決定
- ④ 将来ビジョンと環境に係る経営目標の設定
- ⑤ 環境経営の戦略と計画の策定
- ⑥ PDCA サイクルにより一体的に実行
- ⑦ 環境パフォーマンスの分析・評価
- ⑧ 環境経営に関わる計画の見直し

3. 環境金融の役割と方向性

(1) 環境金融の役割

○環境金融の役割を示すと以下の2つとなる。

- (a) 環境負荷を低減させる事業や自然資源の持続可能な利用を図る事業に資金が直接使われる投融資
- (b) 企業行動に環境への配慮を組み込もうとする経済主体を評価・支援することで、そのような取組を促す投融資

○我が国の個人金融資産の運用において、環境金融の2つの役割が有効に発揮する

のであれば、環境金融は持続可能な社会の構築に少なからず寄与する。

(2) 環境金融の方向性

○環境金融は、企業価値を多面的に評価することにより、重要な収益獲得機会やリスクの可能性を投資判断に反映することを意図している。

○環境金融は、投融資における将来キャッシュフローの毀損リスクを低減するのに、より効果的な金融手法になりうる。

(3) 環境情報開示における金融の視点

○環境経営の良否は財務業績に大きな影響を与える可能性があるため、投資家は環境情報に重大な関心を持つようになる。

○投資家の求める環境情報は、持続可能な社会への適応力が高い企業を識別するのに有効なため、他のステークホルダーにとっても有用性が高くなると考えられる。

4. 企業の環境情報開示のあり方について

(1) 環境情報開示の目的

○環境報告の目的は、事業者が社会に対して環境負荷についての説明責任を果たし、ステークホルダーの意思決定に有用な情報を提供することにある。

○ステークホルダーとのコミュニケーションと適切な情報利用者の特定により、社会的な関心度の高い情報が適切に伝達される環境報告が可能となる。

(2) 有用な環境情報の質的特性

○有用な環境情報の質的特性

基本的な 質的特性	目的適合性	補完的な 質的特性	比較容易性
			理解容易性
	表現の忠実性		検証可能性
	適時性		

(3) 開示情報の決定プロセスと開示統制

○開示される環境情報は、まず目的適合性の観点から判別される。特に経営上の重要課題に関する環境情報は、必ず開示されるべき項目に当たる。

○目的適合性を備えるために、ステークホルダー・エンゲージメントが重要となる。

○開示された情報の質を確保するためには、開示統制が必要となる。

(4) 開示要素と開示内容

○環境情報のうちの開示要素は、以下のように分類される。

- ・ 基本的要件
- ・ 環境方針
- ・ コーポレートガバナンス
- ・ 将来ビジョン・目標
- ・ 戦略・行動計画
- ・ パフォーマンス・分析及び評価

- ・ 今後の対応

(5) 開示に当たって考慮すべき事項

○ 有用な環境情報の開示において、情報利用者が環境経営の範囲や取組内容を比較的容易に判別できることが求められる。

(金融の視点を織り込んだ有用な環境情報開示の考慮事項を記載)

(6) 定量情報と記述情報

○ 企業の環境経営の全容を分かりやすく伝えるために、経営者は環境に関わる重要課題に関して、適切なK P I (key performance indicator: 主要業績評価指標)を設定する必要がある。

○ 経営者には、K P Iなどの定量情報と記述情報の適切な選択により、環境経営の全容を説明することが求められる。

(7) 環境リスク管理の状況

○ ステークホルダーがリスク対応状況の十分性を評価して自らへの影響を予測するために、企業は環境リスク管理の状況を適切に開示する必要がある。

(8) 企業の環境情報開示における論点と今後の検討すべき事項

○ 有用な環境情報の開示を目指すうえにおいて、下記の内容を検討する必要がある。

- ・ 開示項目の構成順序
- ・ 開示情報の決定プロセス
- ・ K P I が時系列で分かる一覧
- ・ 個別環境配慮事項の重要課題一覧 (注記事項含む)
- ・ 個別環境配慮事項の詳細説明
- ・ 比較容易性
- ・ バリューチェーン
- ・ 適時性
- ・ 環境報告の開示媒体
- ・ 詳細データの開示 (データ集等の利用)
- ・ 開示情報の信頼性

5. 環境に係る財務情報

(1) 環境に係る財務情報の基本的な考え方

○ 「環境に係る財務情報」とは、環境報告として開示される環境に係る金額情報とこれに関連する情報を指すものとした。

○ 「環境に係る非財務情報」と「環境に係る財務情報」を関連付けて見ることで、より客観的に企業が目指す環境経営像をイメージできるようになる。

(2) 環境に係る財務情報の必要性和効果

○ 「環境に係る財務情報」は、企業の将来キャッシュフローに重要な影響を与える可能性もあるため、投資家から求められる環境情報となる。

○ 「環境に係る財務情報」の開示により、環境と経営の戦略的統合が促進される。

(3) 環境に係る財務情報の開示事例

(「環境に係る財務情報」の開示事例を記載)

(4) 環境に係る財務情報の種類

○環境に係る財務情報の種類は、概ね以下のように区分される。

- ・ 過去情報・将来情報
- ・ 定量情報・記述情報
- ・ フロー情報・ストック情報
- ・ 投下資源・成果（効果）に関する情報
- ・ 実績情報・推定情報

(5) 開示において考慮すべき事項

(「環境に係る財務情報」の開示に当たっての考慮事項を記載)

(6) 環境に係る財務情報における論点と今後の検討すべき事項

○環境に係る財務情報の開示において、下記の事項を今後検討していく必要がある。

- ・ 個別環境配慮事項の重要課題一覧の注記事項
- ・ 環境負荷や環境保全効果の経済価値評価
- ・ 対象期間や効果の発現
- ・ スtock情報の充実
- ・ 会計基準に基づく財務情報の有効利用

6. 環境経営・環境情報開示の普及のための促進策

(1) 促進策の必要性

○高い環境意識の浸透や環境配慮型製品の抜本的な普及には時間も要するため、国として持続可能な社会構築のための道筋を示したうえで、各経済主体の環境配慮行動を後押しするための諸施策を実施していくことが非常に重要となってくる。

(2) 環境情報の利用を促進させるための基盤作りに関する施策

- ① K P I の設定に参考になる重要な環境課題の共有化
- ② 情報通信技術（I C T）を利用した情報インフラの基盤整備

(3) 環境経営・環境情報開示に取り組む企業に経済的便益をもたらす施策

- ① 公共調達における環境経営・環境情報開示状況の考慮
- ② バリューチェーンにおけるグリーン調達の促進策
- ③ 環境金融の促進策

(4) 売上高 1000 億円未満の企業への促進策

- ① 環境経営・環境情報開示を推進するための人材育成に関する施策
- ② 環境経営・環境情報開示のための基盤づくりに関する施策
- ③ 企業に対する経済的便益を促進させる施策

おわりに

- 環境情報の重要性は益々増していくため、さらなる情報の質の向上が求められていくと想定される。
- 社会全体として効率的かつ効果的に環境情報を管理する仕組みを作り、うまく環境と経済成長のバランスを取っていく必要がある。
- 目指すべき環境経営像に全世界の企業が向かい、企業を取り巻くあらゆるステークホルダーが、企業を適正に評価して環境配慮行動を後押しする、そのような経営環境を醸成していくことが、強固で持続可能な社会構築のために、また健全な経済成長につながっていくためには必要である。

環境報告ガイドライン (2012年版)

目 次

はじめに	1
序章	2
1. 環境報告の位置付け	2
2. 環境報告ガイドラインの改訂にあたって	3
(1) 環境報告の現状・課題について	3
(2) 本ガイドラインの対象について	4
(3) 2007年版の改訂ポイントについて	4
(4) 2012年版の改訂ポイントについて	5
3. これから環境報告を始める事業者の方へ	7
第一部 環境報告の考え方・基本指針	8
第1章 環境報告の考え方	9
1. 環境報告とは何か	9
(1) 環境報告の定義と環境報告ガイドライン	9
(2) 環境報告の基本的機能	10
2. 環境報告と環境配慮経営	12
(1) 環境報告と環境配慮経営	12
(2) 環境配慮経営の方向性	14
3. ステークホルダーと環境報告	16
第2章 環境報告の基本指針	18
1. 環境報告の一般原則	19
2. 環境報告の重要な視点	24
3. 環境報告を実施する上での基本事項	28
第3章 環境報告の記載枠組み	34
第二部 環境報告の記載事項	40
第4章 環境報告の基本的事項	42
1. 報告にあたっての基本的要件	43
(1) 対象組織の範囲・対象期間	43
(2) 対象範囲の捕捉率と対象期間の差異	44
(3) 報告方針	46
(4) 公表媒体の方針等	47
2. 経営責任者の緒言	49
3. 環境報告の概要	50

(1) 環境配慮経営等の概要	50
(2) KPIの時系列一覧	52
(3) 個別の環境課題に関する対応総括	54
4. マテリアルバランス	58

第5章 「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標	60
1. 環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等	61
(1) 環境配慮の方針	61
(2) 重要な課題、ビジョン及び事業戦略等	62
2. 組織体制及びガバナンスの状況	64
(1) 環境配慮経営の組織体制等	64
(2) 環境リスクマネジメント体制	67
(3) 環境に関する規制等の遵守状況	68
3. ステークホルダーへの対応の状況	70
(1) ステークホルダーへの対応	70
(2) 環境に関する社会貢献活動等	71
4. バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況	72
(1) バリューチェーンにおける環境配慮の取組方針、戦略等	72
(2) グリーン購入・調達	75
(3) 環境負荷低減に資する製品・サービス等	76
(4) 環境関連の新技术・研究開発	78
(5) 環境に配慮した輸送	79
(6) 環境に配慮した資源・不動産開発／投資等	81
(7) 環境に配慮した廃棄物処理／リサイクル	83

第6章 「事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組に関する状況」を表す情報・指標	84
1. 資源・エネルギーの投入状況	86
(1) 総エネルギー投入量及びその低減対策	86
(2) 総物質投入量及びその低減対策	88
(3) 水資源投入量及びその低減対策	91
2. 資源等の循環的利用の状況（事業エリア内）	92
3. 生産物・環境負荷の産出・排出等の状況	93
(1) 総製品生産量又は総商品販売量等	93
(2) 温室効果ガスの排出量及びその低減対策	94
(3) 総排水量及びその低減対策	96
(4) 大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策	98
(5) 化学物質の排出量、移動量及びその低減対策	100
(6) 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策	103
(7) 有害物質等の漏出量及びその防止対策	106
4. 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況	108

第7章 「環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況」を表す情報・指標	111
1. 環境配慮経営の経済的側面に関する状況	112
(1) 事業者における経済的側面の状況	112
(2) 社会における経済的側面の状況	114
2. 環境配慮経営の社会的側面に関する状況	118
第8章 その他の記載事項等	121
1. 後発事象等	121
(1) 後発事象	121
(2) 臨時的事象	121
2. 環境情報の第三者審査等	122
「環境報告書の記載事項等に関する告示」と本ガイドラインとの比較	123
本ガイドラインと「環境報告ガイドライン（2007年版）」との比較	125
【参考資料】	127
1. 【検討委員名簿】	128
2. 【用語解説】	129
3. 【記載事項一覧表】	133
4. 【環境効率指標例】	138
5. 【指標の一般的な計算例】	141
6. 【個別の環境課題に関連する財務影響等（例示）】	149
7. 【社会的側面の状況に関する情報・指標（詳細）】	152
8. 【環境配慮経営の評価チェックシート（例示）】	156

「*」のついた用語は参考資料2.【用語解説】を参照ください。

はじめに

世界的な人口増加や新興国を中心とした経済成長によって、消費と生産の規模は拡大する傾向にあり、それに伴う資源・エネルギー消費や環境負荷の増加は現代社会にとって大きな課題になっています。また、金融市場のグローバル化と国際貿易の進展が地球規模で地域間の複雑な相互依存関係を作り出しているために、この課題への対応には国際的な連携や協調体制の確立が不可避な状況になっています。

また世界規模で広がる環境課題は、貧困などの社会的な課題とも密接に係わっていることがあります。そのため、これらの課題の解決には、環境・経済・社会の3つの側面に配慮することが必要です。地球環境との調和が図られ、かつ安心して生活を営むことのできる社会を将来世代へ遺していくためにも、「環境と経済、社会の統合的な向上」が図られた持続可能な社会を構築することが、重要な政策課題となっています。

こうした中で、事業者による環境配慮等の取組は、持続可能な社会の構築へ向けた大きな牽引力として、その役割がますます重要性を増しています。環境負荷の抜本的な低減には、事業者の自主的な取組による新技術の開発や環境配慮型製品・サービスの普及が不可欠です。また、その取組範囲の拡大は、事業活動に伴う直接的な環境負荷の低減だけでなく、グリーン調達¹の推進や環境配慮製品・サービスの提供を通じて、社会全体における環境負荷の低減にも寄与しています。

そして、事業者による環境配慮等の取組範囲が拡大するに連れて、その内容は戦略的な色彩を帯びようになるのが一般的な傾向です。事業活動に伴うリスクやビジネス機会を的確に認識し、経営資源を重要な環境課題に投入し、戦略的に対処することで、事業者はビジネス上の成功を得ることができます。このような事業者の環境配慮への積極的な取組は、結果として、グリーン・イノベーション²や経済・社会のグリーン化を加速させ、持続可能な発展を推進する経済・社会システムへの移行をさらに促進させることにつながっていきます。

しかし、こうした環境と経済が好循環する社会基盤を円滑に機能させるためには、事業者の環境情報開示が不可欠な要因となります。なぜなら、環境配慮に積極的な事業者に成功をもたらすためには、より多くの経済主体が事業者の環境配慮行動を合理的に評価して、事業者に経済的な便益をもたらすような社会的仕組みを構築することが必要ですが、その仕組みを支える血脈として、環境情報がきわめて重大な役割を担うからです。

ただし、開示された環境情報はその役割を果たすためには、利用者が抱く情報ニーズに合致し、品質が適切に担保され、また比較が可能であるなど、環境報告の有用性が確保されたものであることが前提となります。

本ガイドラインは、事業者が環境を利用するものとしての社会に対する説明責任を果たし、かつ環境報告が有用となるための指針です。これが、環境報告を実施する事業者の有効な道標となり、また、環境報告の利用者が事業者の環境配慮行動を正しく理解するための手引きとして役立つことによって、環境と経済が好循環する持続可能な社会の実現に貢献できることを期待しています。

第一部 環境報告の考え方・基本指針

第1章 環境報告の考え方

1. 環境報告とは何か

(1) 環境報告の定義と環境報告ガイドライン

環境報告とは、事業者が事業活動に関わる環境情報により、自らの事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組状況について公に報告するものです。

この環境報告を実施することにより事業者は、社会に対して自然資源を利用して事業を行う者としての説明責任を果たし、またステークホルダーの判断に影響を与える有用な情報を提供するとともに、環境コミュニケーションを促進することができます。

なお、環境報告を実施するにあたっては、このガイドラインに記載した一般原則等に則り、総合的かつ体系的に記述する必要があります。

解説：環境報告書の名称

環境報告は、その名称や環境以外の分野に関する情報の記載の有無、公表形式や公表媒体に関わらず、上記定義に該当するすべての報告が含まれます。

現在、環境報告は「環境報告書」以外にも、社会や経済分野まで記載した「サステナビリティ（持続可能性）報告書」や「社会・環境報告書」、企業の社会的責任（CSR）に基づく取組の成果を公表する「CSR報告書」等、その内容や作成趣旨によりさまざまな公表形式において実施されています。そのため、名称の如何を問わず環境報告が実施されている報告書であれば、本ガイドラインで言うところの「環境報告書」とみなします。

解説：環境報告の公表媒体

環境報告の公表媒体には、冊子・印刷物、ウェブ（PDF、HTML、電子ブック等）等さまざまなものがあります。形式・媒体は何であれ、その内容が本ガイドラインの定義に合致し、事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮等の取組状況を総合的に取りまとめ、公表するものであれば、環境報告となります。

解説：環境報告の公表・報告

基本的には事業者の事業年度または営業年度に合わせ、少なくとも毎年（度）一回、作成・公表することが望まれます。例えば、環境報告書は会計年度終了時や株主総会等、ステークホルダーへの情報提供にふさわしい時期に作成・公表することが考えられます。ウェブを活用する場合等、公表媒体によっては、その開示内容に応じて公表頻度を多くすることも有効です。

(2) 環境報告の基本的機能

環境報告には、事業者と社会とのコミュニケーションツールとしての外部（社会的）機能と、事業者自身の事業活動における環境配慮等の取組を促進させる内部機能の二つの基本的機能があります。これらにより、事業者の自主的な事業活動における環境配慮等の取組が推進されます。

外部機能には、次の三つの機能があります。

- ①事業者の社会に対する説明責任に基づく情報開示機能
- ②ステークホルダーにとって有用な情報を提供するための機能
- ③事業者の社会とのプレッジ・アンド・レビュー（誓約と評価）による環境活動等の推進機能

内部機能には、次の二つがあります。

- ④自らの環境配慮等の取組に関する方針・目標・行動計画等の策定・見直しのための機能
- ⑤経営責任者や従業員の意識付け、行動促進のための機能

環境報告を行う際には、これらの機能を適切に果たすよう留意することが必要です。

解説：事業者と社会とのコミュニケーションツールとしての外部機能

環境報告は、「事業者が、社会に対して開いた窓であり、コミュニケーションの重要なツールである」と言えます。ステークホルダーはその窓を通して、その事業者が環境問題等についてどのように考え、どう対応しようとしているのかを知ることができます。また、事業者はその窓を通して、ステークホルダーからのフィードバックを受けることにより、ステークホルダーが事業者に何を求め、どう感じているのかを知ることができます。

また、幅広いステークホルダーの間で環境コミュニケーションが進むことにより、社会全体の環境意識が向上するとともに、各主体の取組の状況と課題についての認識が深まれば、それぞれの役割に応じたパートナーシップの下で社会全体での取組のレベルアップに役立つことが期待されます。

解説：①事業者の社会に対する説明責任に基づく情報開示機能

社会経済活動の主要な担い手である事業者は、その事業活動を通じて公共財である「環境」を利用し、その結果として、「環境」に大きな負荷を発生させています。そのため、「環境」をどのように利用して、どのような環境負荷を発生させているのか、また、これを低減するためにどのような環境配慮の取組を行い、どのような成果を得たのか等について、社会に対して明確に説明する責任があります。環境報告は、その手段として最も重要な地位を占めるものです。

解説：②ステークホルダーにとって有用な情報を提供する機能

取引先や消費者、公共機関等による製品やサービスの選択、投資家や金融機関による投融資先の選択等にあたっては、各種の製品情報や経営情報の開示が必要不可欠であり、その際に環境面やリスク管理等に関する情報が重要な判断材料になると考えられます。事業者はそのようなステークホルダーの意思決定の判断材料となる有用な情報を提供することが求められています。

解説：③事業者の社会とのプレッジ・アンド・レビュー（誓約と評価）による環境活動等の推進のための機能

事業者が社会に対して事業活動における環境配慮等の取組に関する方針や目標を誓約し公表することにより、社会がその状況を評価するいわゆるプレッジ・アンド・レビューの効果が働き、取組がより着実に進められると共に、より高い目標を設定していくことが期待されます。

また、このプレッジ・アンド・レビューの効果は、ステークホルダーとのコミュニケーションを図り、様々な意見や要請を自らの活動にフィードバックすることによって、確実なものとなります。

さらに、環境報告の実施にあたって、外部の目や同業他社との比較を意識し、より前向きに取組を行っていくことにより、環境保全に向けて社会全体の取組が進展することにもつながると考えられます。

解説：④自らの環境配慮等の取組に関する方針・目標・行動計画等の策定・見直しのための機能

環境負荷の実態や事業活動における環境配慮の取組状況を外部に報告することにより、事業者自身が報告の内容を充実させるため、事業活動における環境配慮の取組の内容やレベルを自主的に高める効果があるとともに、社内的に環境情報の収集システムが整備され、事業者自身の環境配慮の取組に関する方針、目標、行動計画等を見直し、新たに策定する契機になります。

解説：⑤経営責任者や従業員の意識付け、行動促進のための機能

自らの取組内容を従業員に理解してもらい、その環境意識を高めるために、環境報告書は従業員の教育・研修のツールとしても活用でき、さらには自らの事業活動における環境配慮等の取組状況を知るとともに、それらの取組を行うことにより従業員自身が、自社に誇りを持つことにつながります。

また、環境報告書に経営責任者による誓約等を記載することにより、経営責任者自身の意識付けも期待できます。

2. 環境報告と環境配慮経営

(1) 環境報告と環境配慮経営

環境報告において、「自らの事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組状況」を記述することにより、環境配慮経営の状況を適切に利用者に伝えることが可能となります。

このガイドラインにおいて、環境配慮経営とは、事業活動に伴って直接的または間接的に発生する環境への影響や関連する経済・社会的影響を削減・管理するために、事業者がバリューチェーン全体を視野に入れて行う取組を総称したものです。

解説：「環境配慮経営」という用語を使用する意義

そもそも経営を安定的に継続していくためには、経営の目的が社会のニーズに沿ったものであり、社会の発展に貢献していくものである必要があります。

環境配慮等の取組は、経営が持続可能であるために必要不可欠な活動であり、経営の社会的な存在意義や責任に包含される一つの要素となるべきものです。そのため、本来、環境を経営から切り離すことは意味をなすべきものではありません。ただし、本ガイドラインが環境報告を対象としていることや、事業者による環境配慮等の取組を更に普及促進することが環境政策の一つの目的であることから、敢えて強調して「環境配慮経営」という用語を使用しています。

解説：環境配慮経営と環境への影響

環境配慮経営を行うには、事業活動において利用している自然資源やその利用等に関連して発生する環境への影響を適切に把握することが必要となります。

事業活動に伴って発生する環境への影響には、自らが起因となって発生した環境負荷による外部への影響、及び社会全体で発生した環境負荷による自らへの影響が含まれます。また、環境への影響は直接的なものと、例えば、使用段階における環境負荷など他者等を介して発生する間接的なものがあります。さらに、配慮される影響は環境的側面のみならず、環境に関連する経済的側面や社会的側面の影響も含まれることが望まれます。

そして、事業者による環境配慮が、経済・社会のグリーン化やグリーン・イノベーションを創出し、地球環境の保全と持続可能な発展に寄与するものであることを踏まえると、事業者の事業活動に伴って発生するそれらの影響は、社会経済と事業者との間の正と負の両面にわたる相互影響であると考えられることもできます。

そのため、環境配慮経営の実践においては、原料の調達から廃棄に至るバリューチェーン全体を広く視野に入れて、環境への影響及び関連する経済・社会的影響を削減・管理することで、社会経済の持続可能な発展に貢献していくことが肝要です。

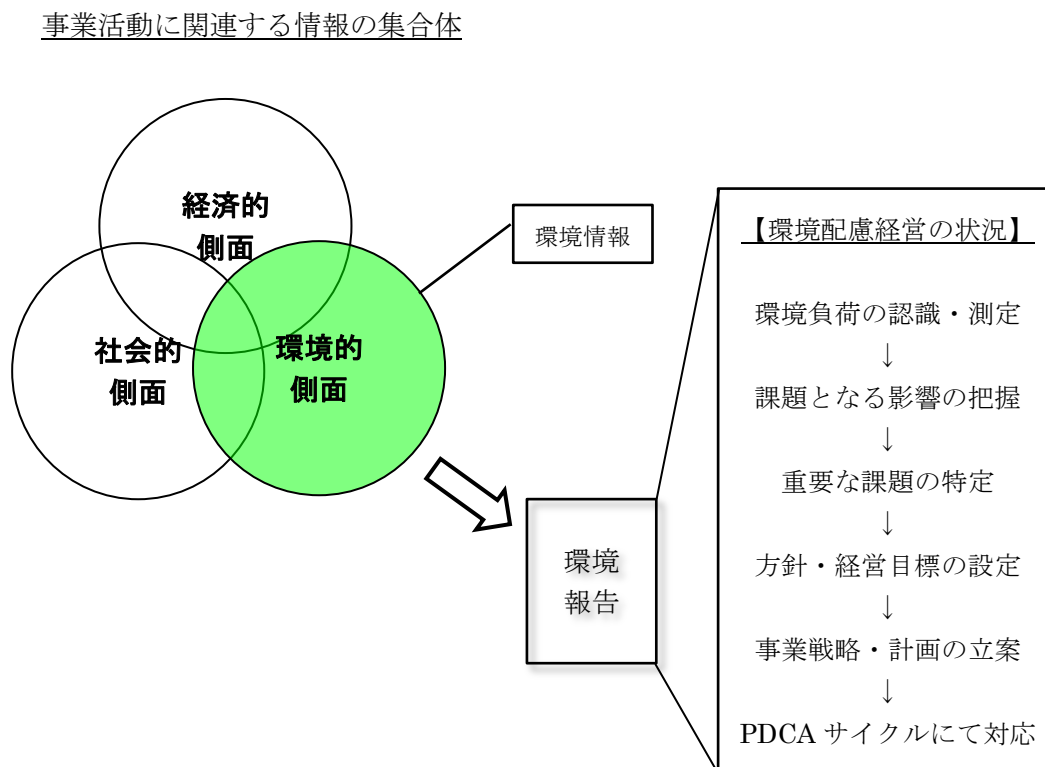
解説：環境報告と環境配慮経営

環境配慮経営は、事業活動のうち環境の視点から抽出される活動の集合体であるとも言えます。つまり、実際に認識・測定された環境負荷（自然資源の利用を含む）に対して、事業上の課題となり得る影響を把握し、重要な課題を特定して、その課題に経営活動の中で目標・指標等を設定し、計画的にPDCA（Plan-Do-Check-Act）サイクルにて対応していく、この一連の行為がまさに環境配慮経営であると考えられます。

また、序章で説明したとおり、環境情報は事業者の事業活動に関わる情報から、環境の視点により抽出された情報です。この環境情報には、環境配慮経営の状況を説明するために必要な情報、すなわち事業活動における環境的側面の影響や削減・管理などの活動、及び関連する経済・社会的側面の影響や活動に関する情報が含まれます。

事業者は、本ガイドラインに則り、これらの環境情報に基づく環境報告を実施することにより、「自らの事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組状況」を説明することによって、環境配慮経営における一連の行為の状況を利用者に伝えることができるようになります。

図 2 環境配慮経営と環境報告の関係イメージ



(2) 環境配慮経営の方向性

環境配慮経営は、環境問題が世界的に深刻化するにつれ、事業活動のリスクと収益獲得の機会に密接に関わることから、事業活動に一体的に組み込まれて戦略的に展開される傾向が強くなっています。各事業者が環境配慮経営を実践して行く上で、今後の重点事項としては、以下の5つが挙げられます。

- ① 経営責任者のリーダーシップ
- ② 環境と経営の戦略的統合
- ③ ステークホルダーへの対応
- ④ バリューチェーンマネジメントとトレードオフ回避
- ⑤ 持続可能な資源・エネルギー利用

なお、事業者が従業員や取引先の協力を得ながら、これらの重要事項を継続的かつ確実に実践していくためには、そのための「組織体制とガバナンス」の構築が必要です。

※①～⑤の各項目の説明は、次ページに記載しています。

解説：環境配慮経営の重点事項

事業者が配慮すべき環境課題は、今後、社会的な課題との関連が強まるなど複雑化かつ多様化することが予想されます。また、事業者に課せられる責任範囲も、自社の活動範囲のみならず、より広範囲に渡って行くこと可能性もあります。

この環境課題に的確に対応するためには、より中長期の時間軸で予防的に対応し、またより広範囲なバリューチェーンを視野に入れ、さらに戦略的に経営資源を配分し、環境配慮経営を効率的に実践する必要があります。また、関連して発生するリスクや機会に的確に対処できれば、自らの持続可能性を高めることにつながります。

なお、上記の5つの重点事項うち①～④及び組織体制とガバナンスは、環境的側面に限定されたものではなく、経済的側面及び社会的側面の課題に対しても同様に重要な事項として位置付けられます。そのため、経営全般の重要事項とも考えられます。また、⑤は環境保全と経済成長の両立を図る上で、ますます取組が重要になってくる課題であると考えられます。

参考：環境配慮経営の発展ステップ

環境配慮経営を進める上での参考として発展の移行ステップを時間軸・範囲・戦略性でモデル化すれば、以下のようになります。事業者が環境配慮経営を展開するに当たっては、より上位のレベルとなるように努めていくことが望まれます。

レベル	I	II	III
類型	外部の要請等、事業上の必須事項を実施	短期かつ限定された範囲で重点的に実施	中長期かつ広い範囲で戦略的に実施
内容例	水・大気、化学物質など法令遵守や取引先要請等により、自社の狭い範囲で環境配慮行動を実施	省エネ・省資源・廃棄物削減など短期的の効果を得やすい環境配慮行動を事業活動内に限定して実施	中長期かつバリューチェーン全体にて重要な課題を特定し、経営戦略に組み込み、かつ取引先とも協力して実施

解説：環境配慮経営の重要な事項

① 経営責任者のリーダーシップ

事業者が解決困難な様々な社会変化と対峙し、同時に自らの持続可能な成長を遂げるためには、経営責任者のリーダーシップが一層不可欠となります。環境配慮経営には期間の異なる組織的課題が多く含まれ、中長期に渡る全社のかつ抜本的な取組を必要とします。そのため、経営責任者には将来に渡る社会変化への対応と自社の社会的責任への認識を反映した明確な経営ビジョンを全社で共有し、強いリーダーシップによって環境配慮経営に取り組むことが求められます。

② 環境と経営の戦略的統合

持続可能な社会への移行が進めば、持続可能な消費と生産が市場の基調となります。企業がそうした事業環境で持続的に成長しようとするれば、事業活動そのものを環境配慮志向へ変容させる必要があります。その結果、環境配慮的な原材料調達や環境配慮型製品・サービスの市場供給等によって、社会全体の環境負荷低減に貢献することが可能になります。そのためには、事業戦略に環境配慮の考え方を組み込んで、経営活動と環境配慮行動を戦略的に統合した環境配慮経営を遂行していくことが必要になります。

③ ステークホルダーへの対応

事業が安定的に営まれるためには、事業者を取り巻くステークホルダーへの期待に的確に応える必要がありますが、今後は事業者を取り巻く経営環境の変化がより複雑化して、事業に影響する課題を特定することが困難になる状況が想定されます。そのため、事業者は特定のステークホルダーの意見や要請に偏重し過ぎることなく、様々なステークホルダーからの要請を真摯に理解するように努め、何が重要な課題であるかを的確に判断し、誠実に対応していくことで、その要請を経営に活かしていくことが必要です。

④ バリューチェーンマネジメントとトレードオフ回避

社会からの監視の強化、拡大生産者責任の増大、化学物質*などの規制強化などに伴い、原材料の採掘から製品の廃棄に至るまでライフサイクルのすべての段階で、資源消費と環境負荷の実態を把握し、それらを一元的に削減管理することが重要となります。また、特定の環境負荷を削減する活動が、異なったライフサイクル段階で別の環境負荷を発生させないことにも配慮が必要です。このような課題に的確に対応し、リスク回避と収益獲得を実現していくためには、バリューチェーン全体を視野に入れ、かつ総合的に全体最適となるような方法で環境配慮経営を実践することが不可欠です。

⑤ 持続可能な資源・エネルギー利用

世界的な人口増加や経済成長に伴って増大する環境制約・資源制約は、事業者の持続可能性にとって深刻なリスク要因にもなる可能性があります。また、社会全体としても、経済成長が資源・エネルギー利用と環境負荷の増大に結びつかないようにすることが、持続可能な社会に向けて大きな課題になっています。そのため、事業者は事業活動において、自然資源の持続可能な利用と、より少ない資源の利用と消費で多くの付加価値を生み出す、いわゆる資源生産性の向上に抜本的に取り組む、持続可能な成長を目指していく必要があります。

3. ステークホルダーと環境報告

ステークホルダーとは、事業者やその活動に影響を与えたり、またはそれらに影響を受ける個人又はグループであり、事業者にとって利害関係を有する個人又はグループをいいます。これらの利害関係者としては、消費者、投資家、取引先、従業員、地域社会、行政機関等が考えられます。

事業者は説明責任を果たすため、環境報告により環境情報をステークホルダーに提供します。また、ステークホルダーは環境報告を利用することにより、さまざまな意思決定や判断に必要な情報を入手することができます。

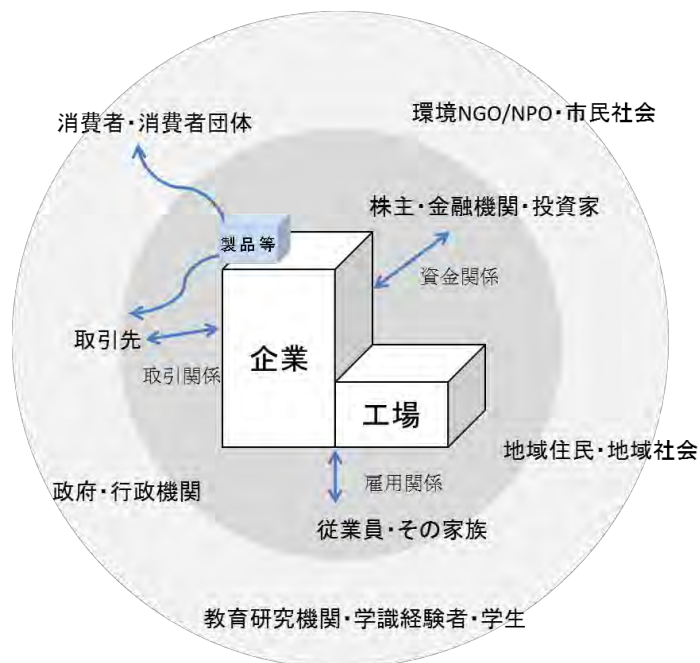
解説：ステークホルダーと環境報告の利用者

環境報告により、事業者は多くのステークホルダーに対して、事業活動に伴う環境負荷の状況や環境配慮等の取組状況を説明することが可能となります。また、環境報告に関してステークホルダーからのフィードバックを受けることにより、事業者とステークホルダーの相互理解や環境配慮経営を進展させることが期待されます。

しかし、個々のステークホルダーが必要とする情報内容や開示水準、さらに冊子やウェブといった公表媒体に対する要望は極めて多様であり、すべてのステークホルダーの満足を得ることは困難です。例えば、投資家であれば経営全体に関連する事項に関心があり、地域住民であれば近隣の工場等に関連する事項に関心があります。また、全事業所を集約した情報だけではなく、地区や事業別の詳細情報も、適切な理解のためには必要となる場合があります。

このように表示の仕方や開示する媒体等には複数の選択肢があります。事業者が説明責任を適切に果たしていくためには、環境報告の利用者であるステークホルダーの要請を勘案して、利用者のニーズに合った最適な形で情報提供していくことが期待されます。

図 3 ステークホルダーとの関係イメージ



解説：ステークホルダーの種類と事業者との関係

事業者を取り巻くステークホルダーには、例えば以下のような個人やグループがあり、それぞれが事業者と関わりを持っています。また、例示したステークホルダー以外にも、生態系を含む社会全体との関わりもあります。

消費者・消費者団体

消費者は、環境に配慮した製品・サービス等を購入する主体となります。とくに、製品情報に関心を持ちます。また、消費者団体は、製品・サービス等や事業者の環境配慮等に関する情報を消費者に提供することにより、消費行動における注意喚起や環境に良い製品・サービス等を斡旋したりしています。

株主・金融機関・投資家

株主、金融機関、投資家は、事業者にとって資金提供者となり、何らかの形で経営に関与する主体となります。近年、企業を環境・社会など複合的に評価し、投融資を行おうとする動きが広がりつつあり、「環境」が財務に及ぼす影響について関心を強く持ちます。

取引先

取引先は、バリューチェーンマネジメントの必要性から、グリーン調達等による環境配慮評価、環境配慮製品・サービスの購入等によって共に環境配慮経営を推進するパートナーとなります。とくに化学物質等の規制対応や温室効果ガス排出の状況等、環境配慮経営や環境リスクに関する情報に関心を持ちます。

従業員・その家族

従業員は、環境配慮経営を組織的に進めていく主体となり、その家族も環境配慮行動の理解者かつ推進者となります。従業員は、経営者の考えや環境配慮の取組などに関心があります。また、従業員の環境意識の向上は、継続的な環境配慮等の取組につながります。

地域住民・地域社会

地域住民は、工場等からの汚染の有無、公害防止対策、そして災害事故時の地域への影響等について、生活環境の保全の観点から関心を持っています。事業者は、これらの情報を分かりやすく提供することにより、地域社会から信頼され、かつ地域の一員として円滑なコミュニケーションを図ることができます。

政府・行政機関

政府は、国として環境課題に対する行政の方向性や対策等を決定します。また、国または地方公共団体などの行政機関は、事業者への環境配慮等の取組促進策を施行すると共に、規制等の設定主体となります。いずれも、事業者の事業活動に大きく影響を及ぼし得る主体となります。

教育研究機関・学識経験者・学生

教育研究機関は、環境に関する新技術の開発や将来世代への環境教育を協働で行うパートナーです。学識経験者は、知見に基づいて事業者に助言等を行うほか、客観的な立場から環境配慮等の取組を評価する役割も担います。学生は、とくに就職を希望する事業者の環境配慮等の取組に関心を持ちます。

環境 NGO/NPO・市民団体

環境 NGO などの団体は、環境・社会問題に関するオピニオンリーダーとして、また世間に分かりやすく伝えるインタープリター（通訳者）として、社会的な役割を果たします。これらの団体等は、事業者の環境配慮経営の監視役でもあり、また事業者と協働で環境問題の解決に当たる協力者でもあります。

第2章 環境報告の基本指針

環境報告の開示内容は、事業者の組織形態、業種、規模、事業内容によって、それぞれ異なるのが一般的です。そのため、環境報告の公表媒体、様式、記載事項は、事業者が自らの判断で決定しなければなりません。その判断の規準となるのが環境報告の基本指針です。この基本指針は、一般原則、重要な視点、基本事項から構成されています。

一般原則は、「利用者にとって有用な環境報告が備える情報の特性」を示しており、これらの原則に従って作成することが環境報告の基礎的な前提条件となります。

重要な視点は、「環境配慮経営の実態を開示する上で欠かせない情報要素」を示しており、事業者が環境報告の記載事項を決定する際に考慮すべき重要な参照ポイントを提示しています。

また、環境報告を実施する上での基本事項は、「環境報告に際してとくに注意を払うべき手順とそのあり方」を示しています。

図 4 環境報告の基本指針



1.環境報告の一般原則

環境報告は、事業者の説明責任の観点及びステークホルダーの意思決定に有用な情報を提供する観点から、環境コミュニケーションのツールとして実施されるものです。

以下に示す「環境報告の一般原則」は、環境報告の基礎的な前提条件となるものであり、これらの一般原則に合致しない場合は、環境報告に期待される機能を果たすことができません。

一般原則は、目的適合性、表現の忠実性、比較可能性、理解容易性、検証可能性、適時性から構成されています。環境報告が有用な情報を提供するために基本的な原則は「目的適合性」と「表現の忠実性」であり、その他の原則は情報の有用性をさらに高めるために必要な補完的な原則となります。

原則1 目的適合性

環境報告は、事業者が利用者の意思決定に影響を与える可能性があるとして判断した情報を、提供しなければなりません。とくに、具体的な記載事項の決定にあたっては、重要な情報をすべて網羅する必要があります。

[1] 利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報

環境報告の利用者は、それぞれの目的を達成するために、環境報告が提供する情報に基づいて何らかの意思決定を行うことがあります。この場合、一般的に、利用者が知っているか否かで意思決定に違いが出ると考えられる情報は、「利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報」になります。

例えば、環境パフォーマンス指標は、利用者が環境配慮経営を評価する際に不可欠な情報なので、「利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報」であると考えられます。

[2] 重要性の判断による記載事項の決定 (p.31解説を参照)

環境報告の記載事項は、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する経済的・社会的影響及び環境配慮等の取組状況に関して、重要な情報をすべて網羅する必要があります。

重要な情報とは「利用者の意思決定に影響を与える情報」です。特定の情報が開示されなかったり、または元の「事象」の規模が適切に表示されていないことで「利用者の意思決定に実際に影響を与える」ならば、その情報は重要な情報に該当します。

しかし、どの情報が具体的に重要な情報に該当するかは、各事業者がそれぞれの環境報告において伝えようとする個々の情報ごとに異なっており、あらかじめ一律に定めることができません。

そのため、特定の情報が重要な情報に該当するか否かは、情報が表現している元の「事象」の内容や規模を勘案して、事業者が個別に判断しなければなりません。

事業者は、環境報告の記載事項を決定する際に、自らが重要であると判断した事項と、ステークホルダーにとって重要であると考えられる事項の双方を勘案しながら、「利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報」の範囲を総合的に判断します。

ステークホルダーにとって何が重要な情報かは、事業者がステークホルダーへの対応を通じて、自らの責任で判断します。この場合、ステークホルダーという対象は、ステーク

ホルダー個人というよりも、消費者、株主、取引先、従業員、地域社会、社会全体等のステークホルダー・グループであり、事業者は、それぞれにとって重要と考えられる情報の範囲を、ステークホルダー全体のバランスに配慮しながら決定します。

〔3〕 記載事項の決定プロセスの開示

環境報告では、記載事項をどのような方法や方針で決定したかについて、報告方針等で説明する必要があります。

〔4〕 本ガイドラインで示した記載事項との関係

本ガイドラインの第二部で示した5分野40項目の記載項目は、環境報告の代表的な情報・指標を、事業者が記載事項を決定する際の指針として列挙したものです。

しかし、これらのうち、各項目における「記載する情報・指標」は、事業者が説明責任を果たす上で、全ての事業者に共通して「重要な情報」に該当すると考えられる事項です。そのため、もし、その中に「該当しない」「存在しない」等の理由で記載しない事項がある場合には、その旨を開示することが求められます。

また、これら以外にも事業活動やステークホルダーとの関係から「重要な情報」が存在する場合は、その事項を開示することが必要です。

原則2 表現の忠実性

環境報告は、事業活動に伴って発生する環境への影響や関連する経済的・社会的影響及び環境配慮等の取組状況を、忠実に表現しなければなりません。そのためには、忠実な表現に不可欠な情報が網羅されていること（完全性）、それらの情報に偏りが無いこと（中立性）、情報の作成方法が適切に選択され、その適用に誤りが無いこと（合理性）が必要です。

〔1〕 「表現の忠実性」の考え方（p.31解説を参照）

環境報告は、報告対象となる「事象」を文章、指標、図・表・グラフ等の情報に加工して利用者に伝える手段であり、利用者はこれらの情報から元の「事象」を正しく理解できるようにしなければなりません。

そのため、環境報告の開示情報には元の「事象」を正しく伝えられる特性が必要です。この特性のことを「表現の忠実性」といいます。

開示情報に「表現の忠実性」が備わっているためには、その情報に完全性、中立性、合理性の3つの特性が必要です。

〔2〕 完全性

完全性とは、環境報告が「表現の忠実性」に不可欠な情報を網羅することであり、完全性のある環境報告を作成するためには、利用者に環境報告の対象事象について正しく理解させるのに必要な情報をすべて開示しなければなりません。

例えば、国際展開する環境配慮経営の実態を伝えるためには、全社的な状況を集合的に報告するだけでなく、地域別のセグメント情報が必要になる場合もあります。

また、環境パフォーマンス指標等の算定において、複数の算定方法や係数の適用が可能な状況では、算定した指標だけを開示すると、利用者はその指標から元の「事象」を

特定することができないので、採用した算定方法や係数についても説明することが必要です。

さらに、個々の指標の集計範囲が環境報告全体の対象範囲と異なる場合は、その指標の集計範囲や捕捉率についても開示が求められます。

[3] 中立性

中立性のある情報とは、偏りのない情報です。記載事項の決定において重要と判断された情報は、良い情報も悪い情報も、意図的に選別することなく、同じ様に開示しなければ、偏りのない情報にはなりません。

また、情報を強調したり、歪めたり、意図的に改変することで、利用者の印象を変えないようにしなければなりません。

[4] 合理性

合理性とは、環境報告の対象事象を表現する情報に誤りや漏れがないように、情報の作成プロセスを適切に選択し、それを誤りなく定められた手順通りに適用することを求める要請です。

表現の忠実性は、必ずしもすべての情報が正確であることを意味するわけではありません。なぜなら、環境パフォーマンス指標等の中には一定の算定方法を適用して推計しなければならないものがあり、その場合、算定結果が環境パフォーマンス等を正確に表現しているか否かは判断が困難だからです。

しかし、適切な算定方法が選択され、定められた手順通りに適用されているならば、その算定結果と算定方法を開示することによって、表現の忠実性を確保することができます。

原則3 比較可能性

環境報告は、事業活動の各期間を通じて比較可能であり、かつ異なる事業者間においても一定の範囲で比較可能であるために、その基礎となる情報を提供することが望まれます。

[1] 比較の方法

利用者に開示情報の意味を理解させる上で「比較」は重要な手段です。環境配慮経営の成果や実績は単年度で見るとよりも、経年的な推移を見たり、事業特性や業態の類似した他の事業者と比較することで、より一層理解が容易になるからです。

また、何の取組も行わない状態をベースラインとして、これとの比較で取組等の進捗度を伝える工夫も役に立つ場合があります。

[2] 比較の基礎情報

比較を容易にするためには、比較の基礎となる情報が必要です。

そうした基礎情報として、経年比較では過去の一定期間にわたる取組の実績値、また、事業者間比較ではガイドラインや業界で一般的に使われている指標等の採用が有効です。

また、目標と実績によって取組の進捗度を管理している場合は、中・長期的目標の併記も望まれます。

[3] 算定方法等の変更

数値データが事業者の各期間を通じて比較可能であるためには、算定方法や算定範囲等が各期間にわたって一貫していなければなりません。それゆえ、算定方法や算定範囲及び係数等を変更した場合は、その旨、理由、変更による影響について記載することが必要です。

[4] 事業者間の比較

環境報告で開示された情報により事業者間比較を適切に行うには、指標等の数値が算定される前提条件等の正しい理解が必要となります。各事業者の環境報告は必ずしも対象組織の範囲が同一ではなく、事業活動の諸条件が異なるなど、数値そのものが完全に比較可能な状態にはない場合が多いからです。

環境報告では、指標等の事業者間比較が行われることにも配慮して、そのような算定条件の違いが利用者に伝わるように補足情報等を記載することが望まれます。

原則 4 理解容易性

環境報告は、特別な専門知識がなくても理解できるように、情報を適切に分類し、他の情報と関連付け、または表現方法を工夫して、簡潔かつ明瞭に提供することが望まれます。

[1] 分類・区分表示

環境報告は、広範囲な種類の情報を提供するので、特別な専門知識のない利用者でも理解が容易になるように、それらの情報を適切に分類したり、区分表示して、簡潔かつ明瞭に伝える工夫が求められます。

環境報告の対象範囲が地域的・業種的に広い場合には、地域セグメント情報や事業セグメント情報等の提供も、利用者の理解を助ける有用な方法の一つです。

[2] 他の情報との関連付け

環境配慮経営が事業活動と戦略的に一体化している状況では、環境配慮等の取組状況を事業戦略や財務数値と関連付けて説明したり、中・長期的な目標と関連付けて将来見通しを提供することも、環境報告の理解容易性を高めます。

[3] 数値情報の活用

環境報告では、できる限り数値情報を活用することが望まれます。環境配慮等の取組における目標や実績を評価する上で、数値情報は環境報告の利用者の理解を助け、文章による記述情報の信頼性を高める効果があります。

特に、KPI (p.30「KPIの開示」の項を参照) のように、環境配慮経営における取組成果を的確に伝える指標を決定し、それを開示することが重要です。

なお、関係比率や指数等の加工した数値情報を開示する場合は、基礎となる実数値の併記が求められます。

[4] 表現方法の工夫

わかりやすい環境報告を作成する上で、簡潔で平易な文章や文体の使用、グラフや写真等による説明の視覚化、難解な用語や専門的な数値について解説または用語集の開示は、きわめて有効な方法です。しかし、それ以外にも事業者の創意によって、環境報告の理解容易性を高める方法を工夫することが望まれます。

原則5 検証可能性

環境報告は、記載事項について、その前提条件、作成方法、算定根拠等を明らかにし、記載事項が対象事象を忠実に表現していることを、客観的に検証できるようにする工夫が望まれます。

[1] 検証可能な開示方法

記載事項が対象となる事象を忠実に表現しているかどうか客観的に検証できなければ、利用者にとって環境報告を信頼できなくなるリスクが高まり、環境報告の有用性は著しく低下します。

それを防ぐためには、記載事項について、前提条件、集計範囲、算定方法、原データ等の作成プロセスに関する情報を開示し、前提条件からの論理的な推論や再計算等によって、作成結果の妥当性を検証できるようにすることが必要です。

原則6 適時性

環境報告は、利用者の意思決定に間に合うタイミングで、公表することが望まれます。

[1] 望ましいタイミング

利用者の意思決定に役立つためには、できる限り早いタイミングで情報開示することが求められます。

例えば、環境報告の対象期間後に発生した出来事が重要な情報である場合、対象期間の環境報告に間に合わせて開示したり、またはウェブ等で適宜開示することは、望ましい工夫です。

なお、環境負荷等の状況について経年変化を観察する利用者のために、すでに適時開示した重要な情報を、その後の期間も繰り返して開示することが有用な場合もあります。

環境報告ガイドライン

(2012 年版)

(公表)

平成 24 年 4 月

環境省総合環境政策局環境経済課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-5521-8240 FAX : 03-3580-9568

ホームページ <http://www.env.go.jp/>

表紙と裏表紙の絵画は社会福祉法人日本肢体不自由児協会主催
「肢体不自由児・者の美術展」の入賞作品より掲載